平成23年度第2回兵庫県都市計画審議会

平成24年2月16日(木) 農業共済会館7階 大会議室

【議長挨拶】

【議案審議】

それでは、第1号議案、宝塚市に係ります、阪神間都市計画区域区分の変更について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 第1号議案についてご説明します。

議案書は3ページから、資料1の議案説明資料は1ページ及び2ページです。

前面スクリーンをご覧下さい。

7市1町からなる阪神間都市計画区域の全域図です。

今回、区域区分を変更しようとする宝塚市切畑字長尾山地区は、黒丸で示したところです。

位置図をお示ししています。

ピンク色の部分は市街化区域、白い部分は市街化調整区域です。

東西に、中国自動車道、JR福知山線、阪急宝塚線が走っています。こちらがJRと阪急の宝塚駅です。阪急清荒神駅です。阪急売布(めふ)神社駅です。

今回変更する切畑字長尾山地区は、宝塚駅の北東約1.5km、阪急売布神社駅の北西約600mに位置する赤いハッチでお示ししています、面積約6.8haの地区です。

周辺の現況です。

変更地区は、赤い太線で囲んだところです。

周辺は閑静な低層住宅地が形成されている市街化区域と、自然緑地が広がる市街化調整区域に 隣接しています。

当地区は、昭和45年の当初線引き以前から、既に企業のグラウンドとして整備され、運動・レクリエーションの場として、企業関係者のみならず、市民にも親しまれてきましたが、現在は閉鎖され、利用されていない状態となっています。スクリーン上で、野球場やテニスコートなどがご確認いただけると思います。

このたび、当地区において、周辺環境と調和する緑を生かした低層住宅及び市民が利用できる スポーツ・レクリエーション施設の開発が具体化し、良好な市街地整備の見通しが確実となった ことから、本計画のとおり市街化調整区域から市街化区域に編入するものでございます。

なお、市街化区域への編入に当たっては、県の区域区分の見直し方針に基づき、都市計画マスタープラン等の上位計画に位置づけられ、事業の必要性、妥当性、確実性等について関係部局との調整を了した計画的な市街地整備が確実に行われる区域に限定しており、厳格な運用を行って

います。

開発計画についてご説明します。

北側に現状の緑地を生かした公園、東側に野球場、テニスコート、西側に低層の戸建住宅地を 整備する計画です。住宅の計画戸数は約130戸、計画人口は約300人です。

次に、関連します、宝塚市決定の都市計画案件について、概要をご説明します。

まず、用途地域と高度地区の変更についてご説明します。

用途地域は、戸建住宅のエリア及び地区東端の法面について、第1種低層住居専用地域、容積率100%、建ペい率50%、公園施設などのエリアについては、第2種中高層住居専用地域、容積率150%、建ペい率60%と定めます。

高度地区は、用途地域に対応して、第1種低層住居専用地域の地区には第1種高度地区を、第2種中高層住居専用地域の地区には第2種高度地区を定めます。

次に、都市計画公園、地区計画の決定についてご説明します。

野球場、テニスコート、自然緑地のエリアについて、都市計画公園売布北公園約2.9haを地区公園として決定します。

また、開発区域全域を対象に地区計画を決定し、開発計画にあわせて、住宅地区、公共公益地区、公園地区に区分し、それぞれの地区に相応しい土地利用の誘導を図ります。

本都市計画案をまとめるに当たりまして、平成23年8月に宝塚市において住民説明会を開催し、 本日と同様の説明をしております。

また、本案について、都市計画法第17条第 1 項の規定に基づき、 2 週間の縦覧に供しましたところ、意見書の提出はありませんでした。

なお、本案及び市決定案件については、宝塚市都市計画審議会において、原案どおり承認され ております。

以上で、第1号議案についての説明を終わります。

議長 どうもありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありましたが、これにつきましてご質問又はご意見はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

議長 ご質問等がないようですので、それではお諮りいたします。

第1号議案、阪神間都市計画区域区分の変更については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議がないようですので、第1号議案については原案のとおり可決いたします。

それでは、続いて、第2号議案、三田市に係ります、阪神間都市計画公園の変更(7.4.102号上 皿池公園の変更)及び第3号議案、阪神間都市計画土地区画整理事業の変更(北摂三田第二テク ノパーク土地区画整理事業の変更)について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 第2号議案、第3号議案については、関連する案件となりますので、あわせてご説明させていただきます。

議案書は第2号議案については9から14ページ、第3号議案については15から20ページまで、 関連する市決定案件については、議案説明資料の3から8ページをご覧下さい。

前面スクリーンをお願いいたします。

北摂三田第二テクノパークは、三田市西部に位置し、舞鶴若狭自動車道三田西インターチェンジの玄関口とし、神戸、大阪等の主要都市や神戸港、舞鶴港、関西国際空港、大阪国際空港などのアクセス性に優れ、また、近隣には大規模ニュータウンがあり、都市機能の利便性が高く、将来の発展が期待される産業団地です。

本地区は、地域環境と調和する産業団地を作るため、平成9年5月に市街化区域への編入と土地区画整理事業、公園、地区計画、用途地域を都市計画決定いたしました。

隣接する北摂三田テクノパークとともに、内陸都市圏における産業団地として期待され、決定 当時は住宅都市整備公団が施行する計画でありました。しかし、長引く不況等により、同公団の 事業見直し、また、公団から(独)都市再生機構へと組織が変わる中で、平成18年に機構による事 業が中止となりました。

そのため、他の事業者への事業承継が必要となり、平成21年度に新たな事業者が決まりました。 当初計画時から時間が経過していることや、社会情勢の変化、また本地区には皿池湿原と呼ばれる県下でも有数の湿原があることや、兵庫県版レッドデータブックなどを勘案し、三田市及び事業者で県立人と自然の博物館の助言を得ながら保全、活用方針を検討してきました。

このたび、この結果を踏まえて、関連する都市計画を変更することとなりました。このうち、 県が変更するのは風致公園と土地区画整理事業の都市計画で、そのほかは市が変更を行うことと なっております。

それでは、県が変更する公園から説明させていただきます。

上皿池公園は、自然環境や景観を享受する風致公園として、平成9年に都市計画決定されており、北摂三田第二テクノパーク内の就業者及び地区周辺住民に休養及びレクリエーションの場を

提供し、地域の生活環境の向上を図ることとしておりました。

こちらが市決定の公園を含んだ変更前後の公園区域の比較です。左が変更前、右が変更後です。

平成9年に定めた公園は、上皿池の集水域だけでしたが、今回の変更により、下流のため池を 含めた集水域及び緩衝帯となっている樹林地一帯の保全を図るとともに、環境学習の場として活 用することとしています。

参考ですが、公園の施設配置及び利用イメージはこのような形となります。

上皿池周辺は保全し、皿池、三田池周辺は散策利用、大正池とその周辺は駐車場や広場としての利用を想定しております。

以上により、上皿池公園の区域はご覧のとおりとなります。

赤色が今回の変更により追加する区域、緑色が変更のない区域となっております。

面積約4.7haに約26.2haを追加し、計約30.9haとなり、名称を「7.4.102号上皿池公園」から「7.5.102号皿池湿原公園」に変更します。

市決定の近隣公園である北摂17号公園については、面積の変更はなく、ご覧のとおりの区域への変更となります。

事務局 引き続きまして、北摂三田第二テクノパーク土地区画整理事業の変更についてご説明いたします。

土地区画整理事業の都市計画では、施行区域、施行区域の面積、公共施設の配置等を定めております。

スクリーンに示しておりますのは区域図で、面積は約97.1haでございます。

次に、変更の内容ですが、スクリーンをご覧ください。

今回、北摂三田第二テクノパーク全体の整備・保全の方針の見直しを踏まえ、公共施設の配置で定めている道路と公園及び緑地の配置等を変更いたします。

現在の計画では、公園 2 カ所とそこへ至る歩行者専用道路及び緑地 3 カ所を配置しておりますが、保全するゾーンを拡大して公園・緑地を北部の公園に集約することとし、公共施設の配置を変更いたします。

都市計画で決定している内容のうち、道路については、公園に至る緑道として配置していた歩行者専用道路が公園の区域に取り込まれて不要となるため、歩行者専用道路の記述を削除いたします。公園及び緑地については、第2号議案でご説明しました都市計画公園の変更とあわせて、公園の名称と面積を変更いたします。

また、先ほどご説明しましたとおり、緑地を削除し、公園面積の割合を増加する変更を行いま

す。

引き続きまして、関連する三田市決定の案件について概要をご説明いたします。

三田市が決定するのは、用途地域の変更、北摂三田第二テクノパーク地区計画の変更及び北摂 三田テクノパーク地区計画の変更です。

まず、北摂三田第二テクノパーク地区計画の変更についてご説明いたします。

この地区計画では、南部を生産・流通施設用地、北部はこれを支援する研究開発施設用地として生産・流通地区A、Bに区分し、それぞれ建築物の用途の制限等を行ってきました。今回、第二テクノパーク全体の整備・保全の方針の見直しにあわせて、北部を保全地区、南部を生産・流通地区とする変更を行います。

また、保全地区は、建築可能な建築物の用途を公園施設と公共公益上必要な施設のみに限定いたします。

用途地域の変更については、地区計画の保全地区と生産・流通地区の区域と一致させるよう、 準工業地域と工業専用地域の境界の調整を行います。

次に、隣接する北摂三田テクノパーク地区計画ですが、第二テクノパークと接する部分の建築物の壁面の位置の制限等を変更します。

関連案件の説明は以上です。

第2号及び第3号議案の都市計画案をまとめるに当たりましては、本日と同様の内容で平成23 年8月に、三田市において住民説明会を開催しております。

また、本案について、2週間の縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。 なお、本案及び市決定案件については、三田市都市計画審議会において原案どおり承認されて おります。

以上で、第2号及び第3号議案の説明を終わります。

議長 どうもありがとうございました。

ただいま、事務局から説明がありましたが、これにつきまして、ご質問又はご意見はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

議長 それでは、ご質問等がないようですので、まず、第2号議案についてお諮りいたします。 第2号議案、阪神間都市計画公園の変更(7.4.102号上皿池公園の変更)については、原案のと おり可決してよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ありがとうございます。

ご異議がないようですので、第2号議案については原案のとおり可決いたします。

それでは、続いて第3号議案についてお諮りいたします。

第3号議案、阪神間都市計画土地区画整理事業の変更(北摂三田第二テクノパーク土地区画整理事業の変更)については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議がないようですので、第3号議案については原案のとおり可決いたします。

それでは、続きまして、第4号議案、加古川市に係ります、東播都市計画道路の変更(1.4.1 号東播磨南北道路の変更)について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 第4号議案についてご説明いたします。

議案書は21ページから27ページ、議案説明資料は9ページからでございます。

前面スクリーンをご覧下さい。

東播磨南北道路は、国道2号加古川バイパス等と一体となって広域交通を処理し、交通の円滑化、安全性の向上、地域間交流の促進を図るための自動車専用道路として、平成12年に加古川中央ジャンクションから八幡北ランプまでの区間約7.7kmについて、都市計画決定を行っております。

既決定のランプ及びジャンクションの配置は、南側から加古川バイパスと連結する加古川中央 ジャンクション、神野ランプ、県立加古川医療センターランプ、八幡南インターチェンジ、そし て八幡北ランプとなっております。

加古川中央ジャンクションの位置は、加古川バイパスの加古川ランプと加古川東ランプのほぼ 中間の位置で、東方向、西方向のどちらからも行き来できる構造となります。

また、同ジャンクション部では、加古川バイパスの南側にある国道2号とも接続しており、加 古川バイパスを挟んで一体的な利用ができる構造となっております。

次に、神野ランプは、北方面の乗り降りのみに対応するハーフランプで、神野町石守において 県道八幡別府線と接続しております。

県立加古川医療センターランプは、南方面の乗り降りのみに対応するハーフランプで、神野町 神野において、市道西之山加古線と接続しております。

八幡南インターチェンジは、南北の両方面の乗り降りに対応するフルランプで、八幡町上西条 において県道神戸加古川姫路線と接続しております。

八幡北ランプは、南方面の乗り降りのみに対応するハーフランプで、八幡町宗佐において県道 宗佐土山線と接続しております。 事業については、第1期事業期間として、国道2号加古川バイパスから八幡南インターチェンジの間約6kmに着手しており、平成20年には国道2号からJR山陽本線の間、約0.4km、また平成21年10月には神野ランプから県立加古川医療センターランプの間、約1.5kmを供用開始しております。

それでは、変更内容についてご説明いたします。

今回、変更する内容は、既決定区間における出入口の追加でございます。これにつきましては、 小野市市場町において2次救急医療機能を有する北播磨総合医療センターが建設されることを踏 まえ、3次救急医療機能を有する県立加古川医療センターとの連携を強化し、広域アクセス性の 向上に資するとともに、周辺の円滑な交通処理を図るため、県立加古川医療センターランプに北 方面に対応する出入口を追加するものでございます。

なお、2次救急医療施設とは、休日夜間に重症救急患者を受け入れて入院治療を行う医療機関でございます。

3次救急医療施設とは、重症及び複数の診療科領域に亘るすべての重篤な救急患者を、24時間 体制で受け入れる体制と高度な診療機能を有する医療機関でございます。

現在、東播磨地域では25病院、北播磨地域では10病院が輪番で2次救急医療施設となっております。県立加古川医療センターは、東播磨、北播磨地域を所管する3次救急医療施設となっております。北播磨地域からの搬送は、既決定の出入口の配置では、神野ランプを経由することとなり、大きく迂回することとなります。

そこで、県立加古川医療センターランプに北方面に対応する出入口を設けることといたします。 これにより、北播磨地域から県立加古川医療センターへのスムーズなアクセスが可能となり、 救急搬送の時間が短縮され、病院利用者の利便性が向上するなど、北播磨地域との連携強化を 図ります。

今回の変更は、前面スクリーンのとおり、出入口の設置に必要な区域の追加と、出入口の設置に伴う市道西条福留線の付け替えにより、法面構造に変更が生じる区域の削除を行います。

赤色が追加する区域、黄色が削除する区域、青色が変更のない区域でございます。

本都市計画案をまとめるに当たり、平成23年10月に加古川市において住民説明会を開催し、本日と同様の説明を行っております。

また、本案について2週間縦覧を実施いたしましたが、意見書の提出はございませんでした。 また、本案については、加古川市都市計画審議会においても原案どおり承認されております。 以上で、4号議案に係る説明を終わります。 事務局 資料の修正を申し上げます。

パワーポイントのお配りしております資料14ページの上の地図でございますが、その中に「三木市民病院」という記述が2箇所ございます。上の三木市民病院、これは誤りでございまして、「小野(市民病院)」でございます。誠に失礼いたしました。

議長 それでは、ただいま事務局から説明がありましたが、これにつきましてご質問又はご意見 はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

議長 ご質問等がないようですので、それではお諮りいたします。

第4号議案、東播都市計画道路の変更(1.4.1号東播磨南北道路の変更)については、原案のと おり可決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議がないようですので、第4号議案については原案のとおり可決いたします。

それでは、続いて、第5号議案、三木市に係ります、東播都市計画公園の変更(5.5.501号三木山総合公園の変更)について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 第5号議案の変更についてご説明いたします。

議案書は29から34ページ、議案説明資料は11ページでございます。

前面スクリーンをお願いいたします。

三木山総合公園は、神戸電鉄恵比須駅から南西 1 km、三木市役所から南東0.8kmに位置する面積約22.1haの総合公園でございます。昭和63年に都市計画決定され、その後、平成 3 年、10年に変更を行い、また平成 5 年以降、順次供用が開始され、現在に至っております。公園施設として野球場、陸上競技場、テニスコート、屋内プール、展望広場等が設置されております。

また、公園の周辺には三木東中学校や松が丘、さつき台等住宅団地が隣接し、周辺住民や市民のスポーツ・レクリエーション活動や地域交流の場として広く活用されております。

今回、総合公園としてさらなる機能の充実と利便性の向上を図るため、一部区域を変更するものでございます。

こちらが、本公園の計画図となっております。赤色が今回の変更により追加する区域、黄色が 今回の変更により削除する区域、緑色が変更のない区域でございます。

変更内容ですが、Aの区域については、福田池周辺は多くの市民がジョギングや散歩等に利用しており、水辺空間を利用した遊歩道、ベンチ等の休憩所を充実させ、公園の機能向上を図るため公園区域に追加いたします。

B、C、Dの区域については、隣接道路の区域が確定したため、B、Cは公園区域に追加、D は公園区域から削除しております。

Eの区域については、公園区域の整形を図るため区域から削除します。

Fの区域については、今後、隣接地と一体的に利用や管理を行うため、区域から削除します。

以上から、追加面積が約2.3ha、削除面積が約0.4haとなり、変更後の面積は24haとなります。

本計画案をまとめるに当たりまして、平成23年7月に三木市において住民説明会を開催し、いずれも本日と同様の説明を行っております。

なお、本案について2週間縦覧を実施したところ、意見書の提出はございませんでした。

なお、本案について三木市都市計画審議会において、原案どおり承認されております。

以上で、第5号議案の説明を終わります。

議長 どうもありがとうございました。

ただいま、事務局から説明がございましたが、これにつきましてご質問又はご意見はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

議長 ご質問等がないようですので、それではお諮りいたします。

第5号議案、東播都市計画公園の変更(5.5.501号三木山総合公園の変更)については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議がないようですので、第5号議案については原案のとおり可決いたします。

それでは、続きまして第6号議案、太子町に係ります、中播都市計画区域区分の変更について、 事務局から説明をお願いいたします。

事務局 第6号議案についてご説明します。

議案書は35ページから、議案説明資料は12ページ及び13ページです。

前面スクリーンをご覧下さい。

姫路市、たつの市、太子町、福崎町の2市2町からなる中播都市計画区域の区域区分の状況を 示した図です。

今回変更する太子町糸井地区は、黒丸で示したところです。

位置図をお示ししております。

ピンク色の部分は市街化区域、白い部分は市街化調整区域です。

今回変更する糸井地区は、赤枠で示しているところですが、JR山陽本線網干駅から西に約250

m、北側には都市計画道路網干線、東側は都市計画道路龍野線の整備が予定されている交通至便 な場所に位置する面積約8.9haの地区です。

また、地区の東側及び南側は、姫路市との行政界となっており、南側の姫路市高田地区は、既に土地区画整理事業が完了しております。

糸井地区の現況の土地利用ですが、地区の東側には未整備の農地が残存し、西側には旧住宅地造成事業に関する法律に基づき、戸数約100戸、人口約260人の居住する低層の住宅地が形成されています。

このたび、JR網干駅西南土地区画整理事業の計画が具体化し、良好な市街地整備の見通しが 確実となったことから、本計画のとおり隣接する既存の住宅市街地とあわせて、市街化調整区域 から市街化区域に編入するものでございます。

次に関連します太子町決定の都市計画案件について概要をご説明します。

まず、土地区画整理事業の決定について、ご説明します。

都市計画区域を決定するJR網干駅西南土地区画整理事業の事業区域は、ピンクで表示した面積約5.6haの区域です。

土地利用計画図をお示ししていますが、都市計画道路龍野線を幹線道路とし、6 mを標準とした区画道路や、公園を適正に配置するとともに、下水道などの公共施設の整備を行い、低層住宅を中心とした良好な居住環境の形成を目指した住宅地の整備を行います。

計画戸数は116戸、計画人口は330人です。

次に、用途地域の変更についてご説明します。

都市計画道路龍野線の沿道について、計画道路の端から幅取り30mの部分、約1.2haを第1種住居地域、容積率200%、建ペい率60%に、その他の地区、約7.7haについては、第1種中高層住居専用地域、容積率150%、建ペい率60%を指定します。

続いて地区計画の決定についてです。

土地区画整理事業により整備される糸井カジタ地区、約5.5haと、既存の低層住宅地の竹広南地区、約3.1haにおいて、土地利用を適正に誘導し、ゆとりと落ちつきのある良好な居住環境の形成、維持、及び保全を図るため、それぞれ地区計画を定めます。

本都市計画案をまとめるに当たりまして、平成23年8月に太子町において住民説明会を開催し、 本日と同様の説明をしております。

また、本案について2週間の縦覧に供しましたところ、意見書の提出はありませんでした。 なお、本案及び町決定案件については、太子町都市計画審議会において、原案どおり承認され ております。

以上で、第6号議案についての説明を終わります。

議長 どうもありがとうございました。

ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきましてご質問又はご意見はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

議長 ご質問等がないようですので、それではお諮りいたします。

第6号議案、中播都市計画区域区分の変更については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議がないようですので、第6号議案については、原案のとおり可決いたします。

それでは、続きまして、第7号議案、姫路市に係ります、中播都市計画臨港地区の変更(姫路 港臨港地区の変更)について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 第7号議案についてご説明します。

議案書は41ページから、議案説明資料は14ページです。

前面スクリーンをご覧下さい。

臨港地区は、港湾を管理運営するために定める地区であり、都市計画法第23条第4項の規定により、港湾管理者の申し出に基づき、地域地区の一つとして都市計画に定めるものです。

兵庫県内の港湾の状況ですが、兵庫県が管理する国際拠点港湾の姫路港、重要港湾の尼崎西宮 芦屋港及び東播磨港、明石港、江井ヶ島港などの25の地方港湾があり、神戸市が管理する神戸港、 洲本市が管理する古茂江港をあわせて、県内には30の港湾があります。

県管理の港湾については、昭和39年以降、臨港地区の指定を行い、港湾における諸活動の円滑化や港湾機能の確保を図ってきたところですが、港湾計画に基づく整備が概成してきたことから、 陸域において港湾関連施設等の範囲を明確化し、より一層適正な管理運営を図ることを目的として、重要港湾以上の港湾から、順次、臨港地区の見直しを行っているところです。

前面スクリーンに、兵庫県が管理する重要港湾以上の港湾をお示ししています。

昨年度見直しを行った東播磨港に引き続き、今年度は、本案件のとおり姫路港について見直し を行っています。来年度は、尼崎西宮芦屋港を見直す予定です。

なお、臨港地区に指定した区域については、港湾法第39条の規定により、港湾管理者が分区を 定め、分区条例に基づき、港湾活動に即した土地利用の規制誘導を図ることとしております。 それでは、今回の都市計画の変更についてご説明します。

姫路港においては、昭和40年3月に須加地区、浜田地区の2地区が臨港地区に指定されています。

臨港地区は、港湾の管理運営に必要な最小限度の範囲を指定するものであり、今回の臨港地区の見直しにおいては、整備が完了した公共ふ頭や緑地について、新たに臨港地区を指定するとともに、既に臨港地区を指定している須加地区、浜田地区の2地区については、現況の土地利用等を勘案し、区域の変更を行おうとするものです。

前面スクリーンに、今回変更します姫路港臨港地区の各地区の位置を示しています。

既指定のままの区域を青色、追加する区域を赤色、削除する区域を黄色でそれぞれ示しています。

変更する地区は、姫路港全体で10地区でございます。

各地区の変更の内容をご説明します。

まず、中島北地区、中島地区及び中島南地区についてご説明します。

これら中島地区については、公共貨物を取り扱う港として整備されています。

中島北地区です。整備が完了している公共ふ頭、約0.6haの区域を臨港地区に指定します。

中島地区です。中島北地区と同様に、公共ふ頭、約0.7haの区域を臨港地区に指定します。

中島南地区です。公共ふ頭部分と緑地として整備された約21.7haの区域を臨港地区に指定します。

次に、須加地区です。須加地区は、公共貨物の取り扱いのほか、家島、小豆島を結ぶ旅客船ターミナルとして利用されています。また、姫路港管理事務所や税関、入国管理局、海上保安部など、港湾の管理業務を行う中枢地区となっています。

当地区は、現在、約31.2haの区域が、臨港地区に指定されていますが、今回、埋め立てにより拡大された公共ふ頭のほか、港湾管理上必要な臨港道路や公園等が整備された港湾施設用地、約35haについて、新たに臨港地区に指定します。

また、既指定の区域のうち、住宅等の土地利用が進み、今後、港湾を管理運営する上で必要な 施設の立地が見込めない区域、約1haについて臨港地区から除外します。

これにより、須加地区の臨港地区の面積は約31.2haから約65.2haとなります。

次に、入船地区です。入船地区は、主に砂・砂利など、建設資材を扱う港として整備されており、港湾の整備が完了した公共ふ頭部分約8haの区域を臨港地区に指定します。

次に、広畑地区です。広畑地区には、大規模な製鉄所が立地しており、大型船舶に対応した公

共岸壁を整備し、コンテナ及びバラ貨物に対応したガントリークレーンが設置されている港です。 公共ふ頭及び緑地として整備された約10.8haの区域を臨港地区に指定します。

次に、吉美地区です。吉美地区は、主に鋼材やスクラップなどを取り扱う港でございます。整備が完了した公共ふ頭約1.9haの区域を臨港地区に指定します。

次に網干地区です。網干地区においては、漁業関連施設の部分及び網干なぎさ公園として整備された公園約10.9haの区域を臨港地区に指定します。

次に網干沖地区です。573隻が係留可能な網干沖ボートパークが整備され、レクリエーションの 振興を図る港です。

ボートパークの関連施設及び新たに整備された緑地約9.2haの区域を臨港地区に指定します。

最後に浜田地区です。浜田地区は、貯木場、製材工場等を備えた木材港ですが、近年は化学製品や鋼材スクラップの取り扱いが増えている港で、現在、約25haの区域が臨港地区に指定されています。

今回、整備されたコンテナヤード約0.8haを新たに臨港地区に指定します。そのため、臨港地区の面積は約25.0haから約25.8haになります。

以上、今回の変更により、姫路港臨港地区は、変更前の2地区、約56.2haから10地区約154.8ha への変更となります。

本都市計画案をまとめるに当たりまして、平成23年8月に姫路市において住民説明会を開催するとともに、平成23年10月25日に開催された港湾審議会で承認されております。

本案について、2週間の縦覧に供しましたところ、意見書の提出はありませんでした。

なお、本案については、姫路市都市計画審議会において、原案どおり承認されています。

以上で、第7号議案についての説明を終わります。

議長 どうもありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありましたが、これにつきましてご質問又はご意見はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

議長 ご質問等がないようですので、それではお諮りいたします。

第7号議案、中播都市計画臨港地区の変更(姫路港臨港地区の変更)については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長で異議がないようですので、第7号議案については、原案のとおり可決いたします。

それでは、続きまして、第8号議案、豊岡市に係ります、豊岡都市計画公園の変更(7.6.1号玄 武洞公園ほか1公園の廃止)について、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局 第8号議案についてご説明いたします。

議案書は51ページから62ページ、議案説明資料は15ページでございます。

前面スクリーンをお願いします。

玄武洞公園は、豊岡市の中心市街地から北に約5kmの、一級河川円山川右岸に位置し、昭和31年に都市計画決定されております。

また、日和山公園は、日本海を望む豊岡市の最北に位置し、昭和27年に都市計画決定されております。

玄武洞公園の中にある洞穴は約160万年前の噴火による、マグマが冷え固まった際に形成された 柱状節理で知られ、地質的な価値と自然のつくり出した美しさなどから、昭和6年に玄武洞を含む一部が国の天然記念物に、昭和38年に国立公園に指定されております。

玄武洞を初めとして青龍洞、白虎洞など、五つの洞穴があり、すぐれた自然の景観であり広く 親しまれております。

次に、日和山公園は、山陰海岸屈指の景勝地であり、昭和38年に国立公園に指定されております。

円山川や日和山海岸の生き物、地形などの自然を体感できる水族館や宿泊施設等があり、こちらも広く親しまれております。

平成22年10月にこの二つの公園はもとより、鳥取県、兵庫県、京都府にまたがる山陰海岸国立公園を中心とした地域一帯が、世界ジオパークネットワークへの加盟認定を受けました。水色の区域が国立公園、薄緑色の区域が山陰海岸ジオパークのエリアでございます。

山陰海岸ジオパークは、日本海の形成が始まった約2000万年前から、現在までに現れた多様な 地質や地形を保全するとともに、その自然を背景にした人間の文化、歴史も体験、学習ができる 場所であり、教育、観光、産業に活用することで、地域の活性化を図ることとしております。

このため、玄武洞公園、日和山公園については、これまでも自然公園法に基づいて保全・整備・利用が行われており、このたびの世界ジオパーク加盟認定を機に、自然環境を生かした魅力ある地域づくりをさらに進めることとし、公園の都市計画を廃止いたします。

この都市計画案をまとめるに当たり、平成23年10月に豊岡市において住民説明会を実施し、本日と同様の説明を行っております。

また、本案について2週間の縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。

なお、本案については、豊岡市都市計画審議会において、原案どおり承認されております。 以上で、8号議案の説明を終わります。

議長 どうもありがとうございました。

ただいま事務局からご説明がございましたが、これにつきましてご質問又はご意見はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

議長 ご質問等がないようですので、それではお諮りいたします。

第8号議案、豊岡都市計画公園の変更(7.6.1号玄武洞公園ほか1公園の廃止)については、原 案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議がないようですので、第8号議案については、原案のとおり可決いたします。

それでは、続きまして、丹波市に係ります、第9号議案、氷上都市計画区域、柏原都市計画区域、春日都市計画区域及び市島都市計画区域の変更(法第5条関係)及び第10号議案、柏原都市計画道路の変更(3.4.1号高賀天神線の変更)について、一括して事務局からご説明をお願いいたします。

事務局 第9号議案についてご説明いたします。

議案書は59ページから、議案説明資料は16ページです。

前面スクリーンをご覧下さい。

まず、都市計画区域について、ご説明いたします。

都市計画区域とは、都市計画法第5条に基づき、一体の都市として総合的に整備し、開発し、 及び保全する必要がある区域について、県が、市町及び都市計画審議会の意見を聴いて指定する ものです。

この都市計画区域は、用途地域などの土地利用、道路、公園などの都市施設や市街地開発事業などの都市計画を策定する場、土俵を設定するもので、まちづくりの基本となるものです。

本議案に係る位置図です。

丹波市は赤色でお示ししているところです。

平成16年11月1日に氷上郡柏原町、氷上町、青垣町、春日町、山南町及び市島町の6町が合併 し、丹波市が誕生しました。その結果、旧町単位の4つの都市計画区域と旧青垣町や旧山南町な ど、都市計画区域外の地域が混在している状況にあります。

左側の図が、現在の都市計画区域の指定状況を示したもので、氷上都市計画区域は旧氷上町の

一部の区域、柏原都市計画区域は旧柏原町全域、春日都市計画区域は旧春日町の一部の区域、また、市島都市計画区域は旧市島町全域に指定されています。

このたび、丹波市の意向も踏まえ、現行の旧町単位の4つの都市計画区域を統合し、右の図のように、区域を丹波市全域に拡げ、丹波都市計画区域として再編しようとするものです。

なお、都市計画区域の変更に先立ち、国土利用計画法に基づく土地利用基本計画の変更を行う こととされておりますが、これにつきましては、平成24年2月1日の国土利用計画審議会で了承 されています。

また、都市計画区域の変更に当たりまして、平成23年7月から8月にかけて、旧町単位の6箇所のほか、全市を対象とした住民説明会を開催し、本日と同様の説明をしております。

なお、本案については、丹波市都市計画審議会において、原案どおり承認されています。

以上で、第9号議案についての説明を終わります。

引き続き、第10号議案についてご説明します。

お手元の議案書は63ページから、議案説明資料は17ページです。

本議案は、都市計画区域の変更に伴い、既決定の都市計画の名称変更を行うものであり、軽易な変更に当たるものです。

柏原都市計画区域において、既に決定されている柏原都市計画道路3.4.1号高賀天神線について、 今回の丹波都市計画区域への再編に伴い、都市計画に冠する名称を変更し、丹波都市計画道路と 変更します。

本議案の位置についてですが、JR柏原駅付近の国道176号の一部です。

なお、丹波市決定の道路、公園、公共下水道等の都市計画についても、市において同様の名称 変更を行うこととしています。

以上で、第10号議案についての説明を終わります。

議長 どうもありがとうございました。

ただいま事務局からご説明がございましたが、これにつきましてご質問又はご意見はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

議長 ご質問等がないようですので、それでは、まず、第9号議案についてお諮りいたします。

第9号議案、氷上都市計画区域、柏原都市計画区域、春日都市計画区域及び市島都市計画区域 の変更(法第5条関係)については、審議会の意見を求めるというものですが、適当と認めてよ るしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議がないようですので、第9号議案については、適当と認めることといたします。 それでは、続いて、第10号議案についてお諮りいたします。

第10号議案、柏原都市計画道路の変更(3.4.1号高賀天神線の変更)については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議がないようですので、第10号議案については、原案のとおり可決いたします。

それでは、続いて第11号議案、篠山市及び丹波市に係ります「篠山都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「氷上都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「柏原都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「春日都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、及び「市島都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更について、事務局から説明をお願いいたします。 事務局 第11号議案についてご説明いたします。

お手元の議案書は67ページから、議案説明資料は18ページ及び19ページです。

前面スクリーンをご覧下さい。

兵庫県では、都市計画法第5条に定める都市計画区域の再編とあわせて、都市計画法第6条の2に定める都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、いわゆる都市計画区域マスタープランの見直しを進めており既に神戸、阪神地域については、平成21年4月に、東播磨、西播磨、但馬、淡路地域については、平成22年4月に決定告示を行い、策定を終えている状況でございます。

このたび、丹波市の都市計画区域の統合、拡大により再編した丹波都市計画区域と篠山市の篠山都市計画区域を含めた丹波地域を対象に、都市計画区域マスタープランの見直しを行い、丹波地域都市計画区域マスタープランとして策定しようとするものです。

位置図をお示ししておりますが、先ほどご審議いただきました、丹波都市計画区域と篠山都市 計画区域が本議案に係る都市計画区域です。

それでは、丹波地域都市計画区域マスタープランについてご説明します。

丹波地域都市計画区域マスタープランは、「1 基本的事項」、「2 都市づくりの目標」、「3 区域区分の決定の有無」、「4 都市づくりに関する方針」で構成され、都市づくりに関する方針は、さらに、「土地利用」、「都市施設」、「防災」、「景観形成」、「地域の活性化」の5つの項目に分けて方針を示しています。

また、参考図として、「土地利用に関する方針図」、「都市施設に関する方針図」、それから防災、 景観形成、地域の活性化を一つにまとめて、「防災・景観形成等に関する方針図」として、計3種 類の方針図を作成しています。

まず、「1 基本的事項」についてです。

- (1)基本的役割ですが、21世紀兵庫長期ビジョン及びまちづくり基本条例に基づく、まちづくり基本方針の実現に向け、都市計画法第6条の2に定める都市計画区域の整備、開発及び保全の方針として、長期的視野に立った地域の将来像を明確にし、その実現に向けた方向性を明らかにするものであるとともに、法第18条の2に定める市町村の都市計画に関する基本的な方針のガイドラインとしての役割を担っています。
- (2)対象区域は、篠山市、丹波市の2市で構成される丹波地域全域とし、(3)目標年次は、 概ね10年後の平成32年としています。
- (4)人口、世帯及び産業の動向と将来見通しについては、人口、世帯数とも減少傾向であり、 平成22年に約11.1万人、3.8万世帯であったものが、平成42年になると約9.4万人、3.2万世帯となると予測されています。
- (5)地域の特徴についてですが、丹波地域は京阪神都市圏から1~2時間の距離にあり、豊かな自然とまちや集落が調和した丹波の森を形成している地域で、かつての城下町、宿場町等を中心に市街地が形成されてきた地域でございます。

また、地域内には舞鶴若狭自動車道、北近畿豊岡自動車、国道175号、国道176号等の道路網や JR福知山線、加古川線の鉄道網が形成されており、近年、インターチェンジ周辺や幹線道路を 中心に市街化が進行してきています。

地域資源等については、豊かな自然や美しい田園景観、篠山城跡周辺などの城下町に代表される歴史的なまちなみ、また、黒豆、松茸、丹波焼など全国的に有名な特産品、丹波の森公苑等の観光施設、デカンショ祭等の伝統文化、さらに、丹波竜などの観光資源があります。

このように丹波地域には多くの地域資源があり、篠山市、丹波市がそれぞれの特色を発揮しながら相互に連携することで、一体となった丹波らしさを醸成しています。

こうした基本認識のもと、「2 都市づくりの目標」として、4つの目標を設定しています。

- 一つ目として、歴史や風土に根ざした魅力あふれる都市づくりを目指します。
- 二つ目として、地域の自立と連携の都市づくりを目指します。
- 三つ目として、安全安心な都市づくりを目指します。

四つ目として、交流と連携の都市づくりを目指します。

続いて、「3 区域区分の決定の有無」についてです。

区域区分とは、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街地形成を図るため、市街化区域と市街

化調整区域に区分する、いわゆる線引きと言われるものです。

丹波地域では、幹線道路等の一部で市街化の進行が見られるものの、今後、人口及び世帯数は減少が予測されることから、急激な市街地の拡大は考えられないため、区域区分は定めないこととしています。

次に、「4 都市づくりに関する方針」です。

(1)土地利用に関する方針として、豊かな自然や田園景観を保全するため、森を守る区域、 森を生かす区域など、緑条例のゾーニングをベースに、用途地域等の都市計画手法や森林法や農 振法等の関係法令の連携により、地域の特性に応じた重層的な土地利用コントロールを図ります。

また、人口が減少する社会においては、これまでよりもより一層計画的に、商業、行政、医療、 福祉等の都市機能を集積させ、それらの相互連携により地域全体の都市機能を向上させることが 必要となります。そのため、広域拠点、生活拠点、生産・流通拠点を定め、拠点地区への都市機 能の集積・連携を図ります。

さらに、歴史的な景観の保全と防災性の向上の観点から、まちづくり手法を活用し、計画的な 整備・改善による市街地の質の向上を目指します。

土地利用に関する方針図です。赤い円で囲っている部分、篠山市役所周辺及びJR篠山口駅周辺地区、丹波市役所周辺及び柏原周辺地区を広域拠点としています。また、オレンジ色の円で囲っている部分、市役所の支所や旧町の中心等を生活拠点、青色の四角で表示している部分、既存の工業団地や産業集積条例に基づく産業集積促進地区などを生産・流通拠点としています。

続いて、都市づくりの方針の2つ目。

(2)都市施設に関する方針です。

交通施設については、広域的な交流と連携を図るため、地域を越えた人の移動や物流を支える 交通の軸として広域連携軸、丹波地域内の生活利便性の向上と魅力の強化を図るため、地域内及 び日常生活圏内の移動を支える交通の軸として地域内連携軸を定め、交通ネットワークの充実を 図ります。

都市施設に関する方針図です。ピンク色の太い矢印、高速道路や主要な国道、JRを広域連携軸としています。また、オレンジ色の細い矢印、主要地方道篠山山南線と表示上は広域連携軸と 重なっていますが、主要地方道青垣柏原線を地域内連携軸としています。

公園・緑地については、丹波の森の豊かな自然を保全するとともに、丹波の森公苑等の既存施 設の維持充実を図ります。

河川・下水道については、頻発する洪水被害に対し、住民の安全安心を確保する河川整備を進

めます。また、生活排水処理計画に基づき地域特性に応じて、公共下水道、合併浄化槽等の維持 管理を進めます。

その他の都市施設として、廃棄物処理施設は、周辺土地利用やアクセス等に配慮して、適正な立地を推進します。

続いて、(3)防災に関する方針についてです。

兵庫県地域防災計画との整合を図りつつ、災害時の避難・救援活動を円滑にするため、防災拠 点の整備とネットワークの形成を目指します。

また、建築物の耐震化、不燃化及び都市の緑化、宅地の耐震性の向上など、都市の耐震化・不燃化を推進します。

さらに、河川整備に加え、農地の貯水機能の確保、間伐等による森の保水機能向上などによる 総合的な治水対策のほか、土留工の設置や災害緩衝林の整備、野生動物による農作物被害を軽減 する緩衝帯の設置など、水害・土砂災害等に強い地域づくりを推進します。

防災・景観形成等に関する方針図です。広域防災拠点は黄色の大きな四角、丹波の森公苑とし、 地域防災拠点は黄色の小さな四角、各市の公園や中学校のグラウンド、公民館等の公共施設とし ています。

続いて、(4)景観形成に関する方針についてです。

デカンショ街道、水分れ街道など、たんば三街道の幹線道路沿道における土地利用コントロールとあわせて、丹波地域に相応しい建築物や屋外広告物の景観誘導を行います。

また、歴史的なまちなみの保全・形成の推進、県産木材の活用や緑化の推進により、地域と調和した円波らしい景観の創出を行うこととしています。

防災・景観形成等に関する方針図です。篠山城下町、柏原など歴史的なまちなみの保全・形成 を図る箇所を茶色の円で示しています。

最後に、(5)地域の活性化に関する方針についてです。

クラインガルテンや直売所等の農林業体験施設の整備、古民家再生等の既存ストックの再生・活用、多自然居住等の推進による都市・農村交流の促進、空き家や廃校となった学校等の再生・活用、大学や企業との連携によるまちづくり、さらに、県が推進している地域再生大作戦等により、住民が主体となった地域の活性化の促進を図ることとしております。

本都市計画案をまとめるに当たりまして、平成23年11月に篠山市及び丹波市において住民説明会を開催し、本日と同様の説明をしております。

また、本案について2週間の縦覧に供しましたところ、意見書の提出はありませんでした。

なお、本案については、篠山市及び丹波市都市計画審議会において、それぞれ原案どおり承認 されております。

これで、第11号議案についての説明を終わります。

議長 どうもありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありましたが、これにつきまして、ご質問又はご意見はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

議長 ご質問等がないようですので、それではお諮りいたします。

第11号議案「篠山都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「氷上都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「柏原都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「春日都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」及び「市島都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議がないようですので、第11号議案については、原案のとおり可決いたします。

それでは次に、建築基準法第53条関係の審議に移ります。

第12号議案、丹波市に係ります「建築基準法第53条第1項第6号の規定による区域及び数値について」の説明を事務局からお願いいたします。

事務局 12号議案以降の4つの議案につきましては、都市計画法以外の個別法令に基づく付議案件でございますので、簡単に付議根拠を説明させていただきます。

1枚ものの法令の説明資料をお配りしておりますが、ご覧いただけますでしょうか。

まず、第12号議案でございますが、こちらは、建築基準法第53条に基づく付議でございます。

都市計画区域につきましては、建ペい率などの建築の基準を定める必要がございますが、これらの基準は、用途地域の指定がある区域では、都市計画により定めることとなっておりまして、 それ以外の区域、いわゆる白地地域では、特定行政庁が県の都市計画審議会の議を経て定めることとされております。

兵庫県が所管いたします地域の建べい率につきましては、原則として10分の6と定めておりますが、このたび丹波市の都市計画区域の拡大に伴いまして、例外的な取り扱いが必要な地域がありますので、その区域及び率について審議会に付議されるものでございます。

具体的な内容につきましては、建築指導課からご説明いたします。

事務局 第12号議案「建築基準法第53条第1項第6号の規定による区域及び数値について」、ご説

明いたします。

議案書は89ページから、議案説明資料は21ページからでございます。前面スクリーンをご覧下さい。

白地地域内の建ペい率の限度に関しまして、建築基準法の規定と丹波市における現在の指定状況をお示ししております。

法の規定では、白地地域の建ペい率の限度について、30%から70%までの中から特定行政庁が 定めることとなっております。

現在、丹波市の白地地域においては、原則60%としております。ただし、例外としまして、高建ペい率の建物が集積する2地区につきましては、地区の実態に即し、70%としております。

また、県の緑豊かな地域環境の形成に関する条例、以下、緑条例とさせていただきますが、この条例による歴史的な町の区域である1地区につきましては、従来から建ぺい率70%を上限とした町並み誘導が行われており、それとの整合を図るため70%としております。

なお、新たに都市計画区域となる区域については60%を適用することとしております。つまり、 新たに都市計画区域となった区域は、自動的に60%に指定されることになっております。

現在の指定状況を地図にてご説明いたします。

丹波市における現在の都市計画区域は、北から市島、春日、氷上、柏原の四つの区域となって おり、それぞれ別の色で着色しております。

これらの都市計画区域は、いずれも用途地域が定められていないため、全域、特定行政庁である兵庫県知事が建べい率を定めております。

区域全体としましては、原則60%の指定となっておりますが、高建ペい率の建物が集積する春日町黒井地区と氷上町西中・成松地区、また、緑条例による歴史的な町の区域である柏原町城下町周辺地区、これらの3地区は、70%の指定をしております。

続きまして、都市計画区域拡大後の指定案についてご説明いたします。

赤色の線で囲んだ区域が拡大後の都市計画区域の範囲でございます。着色されていない区域が、 このたび新たに都市計画区域となる範囲でございます。

新たに都市計画区域となる区域については、何もしなければ自動的に60%の指定がなされることになっておりますが、今回拡大される区域におきましては、現在70%の指定をしている3地区と同様の地区が存在します。

一つは、高建ペい率の建物が集積する区域である山南町谷川地区、もう一つは、緑条例による 歴史的な町の区域である青垣町佐治地区でございます。これらの地区については、都市計画区域 の拡大と同時に自動的に適用される60%ではなく、70%の指定をしたいと考えております。

続きまして、今回70%の指定をしようとする地区の概要をご説明いたします。

山南町谷川地区の概要でございます。

この地区は古くから商業が盛んな地区で、商店街を中心に周辺の道路沿いに多くの建築物が立ち並んでおり、高建ペい率の建物が集積する地区でございます。

次に、青垣町佐治地区の概要でございます。

この地区は古くから宿場町として栄え、その歴史的な町並みを現在も残す地区で、緑条例による歴史的な町の区域に指定されており、従来から建ペい率の上限を70%とすることにより、歴史的な町並みの保全を図っている地区でございます。

以上、丹波市のこのたび新たに都市計画区域となる区域のうち、ただいまご説明いたしました 2地区につきましては、別途70%の指定をしようとするのが今回の指定案でございます。

なお、この案につきまして、丹波市に意見聴取したところ、異存なしとの回答を得ております。 以上で、第12号議案の説明を終わらせていただきます。

議長 どうもありがとうございました。

ただいま事務局からご説明をいただきましたが、これにつきまして、ご質問又はご意見はございませんでしょうか。

ご質問等がないようですので、それでは、お諮りいたします。

第12号議案「建築基準法第53条第1項第6号の規定による区域及び数値について」を原案のと おり可決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議がないようですので、第12号議案については、原案のとおり可決いたします。

それでは、次に、建築基準法第51条ただし書関係の審議に移りたいと思います。

第13号議案、西宮市に係ります「ごみ焼却場(産業廃棄物処理施設)の敷地の位置について」 の説明を事務局からお願いいたします。

事務局 この案件につきましても簡単に根拠法を説明させていただきます。

第13号と第14号議案、この二つは、建築基準法第51条ただし書によります付議でございます。

ごみ焼却場等の処理施設を建築する場合は、原則として都市計画でその敷地の位置を決定する必要がある旨、規定されておりますが、特定行政庁が都市計画審議会の議を経て、都市計画上の支障がないと認めた場合につきましては、例外的に許可することもできる旨の規定がただし書でされております。

このたび西宮市と明石市におきまして、既設のごみ焼却場の増設の申請がございましたが、いずれも民間事業者の施設でございまして、永続性が低いことから都市計画決定は必要ないと判断 しております。

このため特定行政庁である両市長が施設の位置の適否について、当審議会に付議するものでございます。

内容については、西宮市から説明いただきます。

西宮市 第13号議案、西宮市に係ります「ごみ焼却場の敷地の位置について」、ご説明させていた だきます。

議案書は93ページから96ページ、議案説明資料は24ページでございます。

このたび付議しております産業廃棄物処理施設は、今回新たに、汚泥、動植物性残さ等の焼却 施設を設置するものです。

また、当該地におきましては、平成16年度に都市計画審議会の議を経て許可し、建設された破砕処理施設と乾燥処理施設があります。

西宮市では、このような民間施設につきましては、恒久的な施設とは言いがたいことから、都市計画決定をするのではなく、建築基準法第51条ただし書の規定を適用し、特定行政庁の許可で行うことが適当であると判断しております。

前面のスクリーンをご覧下さい。

右側が西宮市の南部の用途地域です。

申請地は、西宮市の南東の最端部に位置しております。

左側が申請地周辺の拡大図でございます。

敷地の位置ですが、赤い色で示しているところで、阪神甲子園駅から南東へ約3.4kmに位置します埋立地である鳴尾浜産業団地内にあり、用途地域は準工業地域であります。

なお、一番近接している住宅地は、当該地から北側約900m離れた市営高須町1丁目団地でございます。

これは航空写真ですが、赤色のハッチが敷地の位置に当たります。埋立地である鳴尾浜産業団 地の拡大図でございます。黄色の実線で囲まれた部分が特別用途地区の臨海産業地区に指定され、 住宅の建築ができない地区となっております。

これは当該敷地周辺の建物の用途別現況図ですが、赤色のハッチで示しているところが敷地の 位置で、濃い青色が工場などの工業施設、薄い青色が倉庫などの運輸流通施設、茶色が公共施設 で清掃工場と赤色が店舗・事務所でございます。 これは搬出入のルートですが、阪神高速湾岸線、阪神高速湾岸線の側道、市道小曾根線の3ルートを利用いたします。その現況交通量と運搬車両の走行による交通量の増加は、1日当たり7万3,821台に対し21台、全体の交通量に対する増加率は、およそ0.03%となり、本施設を当該地に設置することによる交通上の支障がないものと考えております。

以上のことから、本施設を当該地に設置することは、都市計画上支障ないものと判断しております。

次に、参考までに、施設の配置を説明させていただきます。

新設されます建物等は赤色で示しております廃棄物保管棟、焼却炉附帯設備棟、焼却炉及び排 気筒であります。

これは焼却施設の処理システム図ですが、特徴としましては、焼却によって得られた蒸気を発電と既存の乾燥処理施設の熱源として利用いたします。焼却された後の燃え殻は、埋立処分等されることとなります。

処理能力としましては、汚泥、動植物性残さ、廃油、廃プラスチック類などを混合して焼却した場合、最大1日当たり80トン処理する能力があります。

なお、周辺環境への影響でございますが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、事前に生活環境影響調査を行っており、大気汚染、騒音、振動及び悪臭の4項目について予測評価を行っております。すべての項目において基準値を下回る予測結果となり、特に問題はないと本市環境部局からの報告を受けております。また、生活環境影響調査の結果につきましては、近隣住民等に説明を終えており、反対等の意見は出ておりません。

以上で、第13号議案の説明を終わらせていただきます。

議長 どうもありがとうございました。

ただいま西宮市から説明がございましたが、これにつきまして、ご質問又はご意見はございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

27番 この産業廃棄物の敷地の位置が問われているわけですけれども、これは準工業地域、あるいは周辺がもうほとんど工場ということで、特にこれに意見があるわけではないんですけれども、周辺環境への影響の問題について、参考までにお尋ねをして、また後で意見を一言述べさせていただきたいと思います。

まず、ご質問させていただきたいんですけれども、今まで破砕をしていた産業廃棄物、これを 焼却して、その熱エネルギーを利用して発電もするということになっているんですけれども、こ の発電などをするということになりますと、どうしても発電効率を高めるために、カロリーの高いごみ、特に廃プラスチック類ですね。こういうものを大量に確保して燃やすということになると思うんですね。

ですから、そこで心配なんですけれども、この廃プラスチックの収集の量だとか範囲を拡大するとか、あるいは、今までリサイクルに回していたようなものまで焼却するということにならないのかなあということをちょっと心配するんですけれども、その辺はどういうふうに考えておられるのかどうなのか、お答えをいただきたいのと、もう1つあわせまして、CO2の削減につながるということを書かれているんですけれども、このプラスチックを本当に大量に焼却することによってCO2の削減になるのかということをあわせてお尋ねをしたいと思います。以上です。事務局 西宮市の環境の担当から説明させていただきます。

西宮市 委員ご質問の件について、まず、発電等の件ですが、この施設は焼却施設で、熱源を利用して蒸気を起こし、タービンを回して発電を行うものです。発電能力は100キロワット、そして、この焼却施設で使われる電力は210キロワットで、発電能力としては、ごく僅かなのですが、焼却施設の210キロワットのうちの半分の電力をこの焼却炉自身で賄うという形となっております。

それと、この焼却施設につきましては、カロリーの高い廃プラスチック類の焼却が増えるのではないかというご懸念ですけれども、もともと当該事業者は、汚泥や廃プラスチック類等はリサイクルを行い、固形燃料化等も行っておりましたので、この焼却施設の目的は、そういうリサイクルに不向きな汚泥とか、あるいは動植物性残さ等を焼却して、発電、あるいはこれまで行っていた乾燥施設に蒸気を再利用する形になっておりますので、さらに環境を悪化するというような懸念はございません。

あと、CO2の削減ということですが、生物系由来のもの、動植物性残さ、特に有機質のものを燃やすということで、環境省が謳っておりますカーボンニュートラルということもありまして、CO2も削減できる形になっております。以上でございます。

議長 どうぞ。

27番 どうもありがとうございました。今、ご説明いただき、発電能力は100キロワット程度で、環境への影響はないというご説明だったと思うのですが、よその府県などの状況を報道などで見ましても、やはり、産廃、特に焼却ということになりますと、持続的に発電などをやる場合には、持続的にずっと燃やしていくということになりますので、それを確保するために、やはりあっちこっちから集めてくるというようなことも言われております。それから、東京都の場合なども、効率、ごみ発電、これはちょっと施設の規模が大きいんですが、実際に焼却で発電をやり出した

後、CO2が増えているということも報道されておりますので、そういうことにならないように、 ぜひ注意をしていただきたいということで、意見だけ述べさせていただきます。以上です。

議長で要望ということでよろしいですか。

27番 はい。

議長 ほかにございませんでしょうか。

それでは、ほかにご質問等がないようですので、第13号議案についてお諮りいたしたいと思います。

第13号議案「ごみ焼却場(産業廃棄物処理施設)の敷地の位置について」を原案のとおり可決 してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議がないようですので、第13号議案については、原案のとおり可決いたします。

それでは、続いて、第14号議案、明石市に係ります「ごみ処理場(産業廃棄物処理施設)の敷 地の位置について」の説明を明石市からお願いいたします。

明石市 第14号議案「ごみ処理場(産業廃棄物処理施設)の敷地の位置について」、ご説明させていただきます。

お手元の議案書の97ページ、それと議案説明資料は25ページをご覧下さい。

このたび付議します産業廃棄物処理施設は、民間業者が設置する施設で、廃棄物を中間処理の 上、再資源化し、新たな工業原料とすることを目的とした施設でございます。

当該地におきましては、平成14年11月より産業廃棄物処理施設として、汚泥の脱水施設、汚泥の乾燥施設、廃油の油水分離施設及び廃酸・廃アルカリの中和施設の4施設の操業を開始した後、平成19年5月に処理施設の増築に伴い、建築基準法第51条ただし書及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を取得し、今日に至っております。

前面のスクリーンをご覧下さい。

今回の申請は、建築物の新築・増築又は用途変更を伴わず、施設の稼働時間の延長で処理能力が増強することにより、建築基準法施行令第130条の2第1項第6号の規定に基づく処理能力の範囲を超えるため、建築基準法第51条の規定に基づき、許可の取得をしようとするものでございます。

このような民間施設の場合は、恒久性の担保が困難なことから、都市計画施設として都市計画 決定を行うよりも、建築基準法第51条ただし書の規定を適用し、特定行政庁の許可で行うことが 適切であると考えられております。 引き続き、前面のスクリーンをご覧下さい。

敷地の位置図でございます。

敷地の位置は、山陽電鉄東二見駅から南西約2.3kmにあります赤色で示している場所でございます。

次に、この図は、当該敷地周辺の用途地域図でございます。

赤色で着色しておりますのが当該敷地で、用途地域は工業専用地域でございまして、当該敷地の周辺には工場が立地しております。

なお、当該人口島北側の対岸の一番近い民家までの距離は約1.2kmでございます。

搬入・搬出ルート図でございます。

青色で示しております第2神明道路、国道2号、国道250号、いわゆる明姫幹線道路、そして県道明石高砂線を利用いたします。いずれのルートも4車線あります緑色の県道二見港土山線を経由します。

また、このルートにつきましては、黄色い矢印で示しております地点で通過する車両の台数について、交通量の調査をしております。調査時間帯は朝の6時から朝の6時までの24時間で、人工島への搬出入台数の調査結果につきましては、総車両台数が1万5,311台でございます。今回の事業拡大後における運搬車両の走行に伴う増加予測は、搬出入合計で206台を予測しており、現行の交通量に対する増加率は、およそ平均で2.7%でございまして、交通に大きな影響を与えるものではないと考えております。

このようなことから、本施設を当該敷地に設置することは、都市計画上支障がないものと判断 しております。

続きまして、ご参考までに、施設の概要をご説明いたします。

敷地内の建物配置図でございます。

青色で示していますのは、既設の検査施設、事務所等の建築物でございます。

ピンクで示しておりますのは、処理能力増強を図る施設でございます。増強後の処理能力でございますが、今回の事業拡大により、それぞれ1日当たり最大で、汚泥の脱水施設につきましては、現在の60㎡が180㎡に、汚泥の乾燥施設につきましては、現在の30㎡が90㎡に、廃油の油水分離施設につきましては、現在の120㎡が360㎡に、廃酸または廃アルカリの中和施設につきましては、現在の270㎡が810㎡に、それぞれ増強される予定でございます。

黄色で示していますのは、屋外貯蔵施設でございます。

緑色で示していますのは、緑地でございます。

敷地北側にはタンクローリー等の駐車施設がございます。

敷地内に搬入されました廃棄物は、検査を経た後、一時保管され、建物内の各処理施設で適切 に処理を行い、セメント材料や再生重油などの再生資材として搬出されます。

次に、生活環境影響調査結果につきましては、粉じん・騒音・振動・悪臭とも基準値を下回る 予測結果となり、周辺環境への影響は少なく、廃棄物処理法上の手続も問題なく進めると環境部 局から報告を受けております。

また、この調査結果の地元説明でございますが、事業者は、平成19年の建築基準法第51条許可時と同様に、二見町連合自治会、錦浦校区連合自治会、漁業協同組合などに地元説明を行いましたが、反対意見はなかったとの報告を受けております。

以上で、議案の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長 どうもありがとうございました。

ただいま明石市から説明がございましたが、これにつきまして、ご質問又はご意見はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

議長 ご質問等がないようですので、それではお諮りしたいと思います。

第14号議案「ごみ処理場(産業廃棄物処理施設)の敷地の位置について」を原案のとおり可決 してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議がないようですので、第14号議案については、原案のとおり可決いたします。

以上で、建築基準法第51条ただし書関係の審議を終了します。

この結果は、直ちに特定行政庁である西宮市長及び明石市長あてに答申することといたします。 それでは、次に、土地区画整理法第55条関係の審議に移ります。

第15号議案、神戸市に係ります「神戸国際港都建設事業浜山地区土地区画整理事業の事業計画の変更に対する意見書について」の説明を事務局からお願いいたします。

事務局 第15号議案の付議根拠について説明いたします。

第15号議案につきましては、土地区画整理法第55条による付議でございます。

土地区画整理事業の事業計画の策定及び変更に際しましては、その案を縦覧に供し、利害関係者の意見を聴かなければならない旨が規定されております。その際、意見書が提出されれば、県の都市計画審議会がその内容を審査し、採択の要否を議決することとされております。

このたび神戸市の施行いたします土地区画整理事業の変更につきまして、意見書が提出されま

したため、神戸市長が本審議会に付議するものでございます。

事業内容については、神戸市からご説明いただきます。

神戸市 第15号議案「神戸国際港都建設事業浜山地区土地区画整理事業の事業計画の変更に対する意見書について」、ご説明いたします。

本議案は、浜山地区土地区画整理事業の事業計画を変更するに当たり、平成23年12月9日から 同年12月22日までの2週間、事業計画を公衆の縦覧に供しましたところ、1件の意見書の提出が ございましたので、土地区画整理法第55条に基づき、審議会にお諮りするものでございます。

議案書は、本編101ページ、意見書は、別冊3ページから15ページ、説明資料は、資料2の1ページからになります。

意見書についてのご説明を行う前に、浜山地区土地区画整理事業並びに今回の事業計画変更の 概要についてご説明いたします。

前面スクリーンの1枚目は、浜山地区を西から撮影した全景写真となっております。

浜山地区は、神戸の都心三宮から西に 5 km、兵庫駅から南へ1.5kmに位置し、兵庫区南部の日本 最大級の兵庫運河と苅藻島運河に囲まれた運南地域にある町です。

浜山地区は幸いにも震災を受けなかったため、下町のよさが今に残っておりますが、その一方で、人口の減少、高齢化、老朽木造住宅の密集など、インナーシティ問題を抱えた町でもありました。

そこで、これらの諸問題を解決するために、平成元年に地区の各種団体を網羅して、浜山地区 まちづくり協議会が結成され、平成3年7月に、浜山地区まちづくり提案が神戸市に提出されま した。

本市では、その提案を具現化するために、平成4年度より土地区画整理事業を実施しており、 区画整理事業の面積は27.7ha、事業期間は、平成4年度から平成28年度となっております。

平成3年7月に、まちづくり協議会から提出された提案書には、地下鉄海岸線、道路・公園などの整備、公的住宅、建物の建て替え促進などの提案がなされており、この提案の実現に向け、 地元と共同でまちづくりを進めております。

このスライドは、地元からのまちづくり提案を具体化した区画整理事業の設計図となります。 これまで浜山地区土地区画整理事業では、事業計画の変更を15回実施しております。

今回の事業計画の変更の内容ですが、主に2点あります。

1つ目が、共同化を推進するため区画道路などの変更や、それに伴う施行前後の面積などの変更でございます。

2つ目は、区画道路などの変更を行いますので、資金計画の変更がございます。

事業計画の変更の詳細については、次のスクリーンで説明をいたします。

共同化推進のための区画道路などの変更につきましては、現在、吉田町 1 ・ 2 丁目の 6 街区に ついて、権利者の皆さんと換地移転に合わせた共同化の検討を行っております。

その検討会において、昨年の秋に共同化の話がまとまり、共同化住宅の敷地規模に合わせた街 区として再編するため、区画道路の廃止や幅員の変更を行うものであります。

次に、共同化に伴い区画道路の廃止などでございますので、施行前後の面積において、公共用地が約143㎡減少します。また、公共面積が減少するため減歩率も0.06%減少し、24.08%となります。

2つ目として、区画道路などの変更を行いますので、資金計画の変更を行っております。 続きまして、意見書の内容についてご説明いたします。

意見書につきましては、兵庫区浜中町にお住まいのA様より意見書の提出がございました。意見書の本文につきましては、お手元の議案別冊の3ページから15ページとなります。

意見書の要旨につきましては、資料2の議案説明資料の3ページをご覧下さい。

意見書の要旨としまして、「1、道路拡幅について」、浜中町2丁目の道路は、現在幅員が約4mしかなく、さらに、相互通行であるため、高松線西方面より通行する営業車両や一般車両が兵庫運河にかかる御崎橋を渡り、神戸市復興工場、川崎重工業、富士通テンなどの多くの工場が密集している地域及び松原・兵庫駅方面へ抜けていく際に、高松線より今回拡幅を希望する道路を非常に多く利用している現状であり、子供や老人、障害のある人の通行に際して非常に危険である。

今回、この事業の対象区域でありながら、拡幅されなければ、いつ拡幅されるかわからず、この状態が続くことになる。

また、同じ区画整理事業内にあり、かつ2項道路である西側の一方通行は、平成21年に5mに 拡幅されている。

よって、今回の事業により、浜中町2丁目の道路を幅員約4mから6mに拡幅することを要望する。

「2、新設道路について」、子供や老人、障害のある人にとって、安心・安全・利便性を考慮し、 他の街区同様に生活道路として、新たに道路を追加することを要望する。の2点でございます。

この意見書に対する神戸市の考え方を説明する前に、提出された意見書の内容についてご説明 いたします。 前面のスクリーンをご覧下さい。

意見書提出者は、意見書の中で2点要望されております。

1点目は、川崎重工や神戸市復興工場等に向かう営業車両等が本来のルートである高松線を通行せずに、自宅前の道路を抜け道として利用しており、老人や子供、障害のある人の通行に際して危険であるため、この区画整理事業により、ご自宅前の幅員約4mの道路を6mに拡幅することを要望するというものでございます。

意見書提出者が拡幅を要望されている自宅前の道路につきましては、兵庫地区戦災復興区画整理事業の区域内にある道路でございます。

拡幅を希望されている道路の現況写真です。

道路幅員としましては、おおむね4mの幅員を確保しており、先ほど言いましたとおり、兵庫 地区戦災復興区画整理事業の区域内の道路でございます。

当該区画整理事業の道路交通計画では、都市計画道路高松線を幹線道路、運南線、御崎線等を補助幹線道路として、これらの道路に連携して、街区の規模・形状に合わせ、区画道路を適宜配置することで、円滑な交通を確保することにしております。

交通計画について説明を加えますと、東西方向の交通につきましては、都市計画道路高松線で 処理することとしておりまして、地区内の南北方向に向かう交通につきましては、補助幹線道路 を配置しております。

意見書提出者がお住まいの街区の東側に、高松線を介して川崎重工や神戸市復興支援工場等に向かう車が円滑に通行できるよう、幅員12mの補助幹線道路を現在整備しているところでございます。

こちらが東西方向の交通を処理する都市計画道路、高松線になります。

こちらの写真は、拡幅を求める道路の現況写真になります。幅員4mの道路として、主に沿道 宅地へのアクセスをするための利用となっております。

2点目は、安心・安全・利便性を考慮し、他の街区同様に生活道路として、新たに道路を追加することを要望されております。

意見書提出者がお住まいの街区につきましては、東側に先ほどご説明しました両側歩道を有する幅員12mの補助幹線道路を整備中であり、また、西側にも歩行者中心の幅員4mの区画道路を計画しております。

これらのことを踏まえまして、意見書に関する神戸市の考え方をご説明いたします。

再度、説明資料の3ページをご覧下さい。

浜山地区は生活基盤が未整備で、老朽木造住宅が密集しているなどの課題があるため、平成5 年1月から土地区画整理事業を実施しております。

この土地区画整理事業により、高松線、御崎線を初めとする都市計画道路や幅員4m以上の区画道路、公園の整備など、子供からお年寄りまでが安心して快適に暮らせる住みよいまちづくりを進めてきております。

土地区画整理事業の仮換地指定率は約76%であり、現在、吉田町1・2丁目において、換地移転に合わせ、権利者の皆さんと共同化に向けた協議を進めているところです。

今回の事業計画の変更は、この吉田町 1 ・ 2 丁目の共同化を推進するため、区画道路の変更等を行うものです。

したがいまして、意見書提出者が要望されている浜中町2丁目での道路拡幅及び新設道路については、いずれも今回の事業計画の変更箇所に該当するものではございません。

なお、意見書提出者が拡幅を求める道路は、兵庫地区戦災復興土地区画整理事業の区域内にある幅員約4mの市道です。意見書提出者が居住する街区については、幹線道路の高松線を介して南北方向に向かう交通を処理するために、街区の東側に幅員12mの補助幹線道路を整備中でございます。

当該道路につきましては、沿道宅地へのアクセスをするための道路であり、既に幅員約4mを確保しておりますことから、拡幅の必要性はないものと考えております。

また、意見書提出者が求める新設道路については、先ほどご説明しましたように、意見書提出者がお住まいの街区の東側に幅員12mの補助幹線道路を整備中でございまして、また、街区の西側には歩行者優先の幅員4mの区画道路を計画しております。街区計画におきましても、宅地がすべて公道に面することとなりますので、新たに南北道路の追加の必要性はないものと考えております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

議長 どうもありがとうございました。

ただいま神戸市から説明がありましたが、これにつきまして、ご質問又はご意見はございませんでしょうか。

どうぞ。

27番 これも参考までにちょっとお尋ねしたいんですけれども、この提出者が拡幅を求めている 4 m 道路の沿道には、ほかの権利者がたくさんおられるように思うんですけれども、このほかの 権利者、住民の方からは、こういう要望は出されていないのかということと、それから、もう事

業が平成4年から始まって20年からなるわけですけれども、今までここについては、まちづくり 協議会の中では、こういった問題は議論の対象になっていないのかどうかということをちょっと 参考までにお尋ねしたいと思います。以上です。

議長どうぞ。

神戸市 まず1点目の沿道の権利者からのご意見でございますけれども、この道路につきまして は、事業当初から拡幅の予定がない道路でございまして、建物も建っておるんですけれども、それを現状のまま残す方向で測量等も始めております。その際に、沿道権利者とお話をする場がご ざいましたけれども、多くは今のまま残してほしいというご意見でございます。

もう一点のまちづくり協議会の話でございますけれども、当初、このまちづくりの絵柄を決めるときには、まちづくり提案ということでいただいたわけでございます。神戸市としましては、 それを最大限実現する方向で参ってきておるわけでございますけれども、今回の共同化の部分についても、まちづくり協議会と話をしております。

意見書の提出がございました部分につきましては、神戸市の判断でやっております。

議長 ほかにご質問、ご意見ございませんでしょうか。

ご質問等がないようですので、それではお諮りします。

まず、第15号議案について、意見書を採択して、事業計画を修正すべきであるというご意見に 賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者なし)

議長 次に、意見書を採択すべきではない、事業計画どおりでよいというご意見の方は挙手願います。

(賛成者挙手)全会一致

議長 ありがとうございました。

第15議案については、意見書を採択すべきではないという委員が多数でございますので、当審議会の意見といたしましては、意見書を採択すべきではないということといたします。

この結果は、直ちに神戸市長あてに答申することといたします。

【報告事項】

閉 会 午後 3時27分

平成23年度第2回兵庫県都市計画審議会 出席委員名簿

日 時:平成24年2月16日(木) 午後1時30分~午後3時27分場 所:兵庫県農業共済会館(神戸市中央区)

区分	氏 名		職名	備	考
学識経験のある者 (50音順) (第3条第1項第1号)	今西	珠美	流通科学大学教授		
	大内	麻水美	弁護士		
	沖村	孝	神戸大学名誉教授		
	笹倉	雅人	(財)兵庫県園芸・公園協会理事長		
	西浦	道雄	兵庫県農業会議副会長		
	野崎	瑠美	建築士		
関係行政機関の職員 (第3条第1項第2号)	小栗	邦夫	農林水産省近畿農政局長	代	理
	上総	周平	国土交通省近畿地方整備局長	代	理
	石津	緒	国土交通省近畿運輸局長	代	理
	倉田	潤	兵庫県警察本部長	代	理
市町の長を代表する者 (第3条第1項第3号)	矢田	立郎	神戸市長	代	理
	蓬莱	務	小野市長 (兵庫県市長会)		
	福田	長治	猪名川町長 (兵庫県町村会)		
県議会の議員 (第3条第1項第4号)	岩谷	英雄			
	森脇	保仁			
	原う	テツアキ			
	大谷	勘介			
	榎本	和夫			
	栗山	雅史			
	三戸	政和			
	谷井	いさお			
	宮田	しずのり			
市町の議会の議長を 代表する者 (第3条第1項第5号)	安部	重助	神河町議会議長(兵庫県町議会議長会)		